

## 参考条文（自動車税関係）

### ○地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）〔抄〕

（自動車税に関する用語の意義）

第四百四十五条 自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 環境性能割 自動車のエネルギー消費効率の基準エネルギー消費効率に対する達成の程度その他の環境への負荷の低減に資する程度に応じ、自動車に対して課する自動車税をいう。
- 二 種別割 自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量、乗車定員その他の諸元の区分に応じ、自動車に対して課する自動車税をいう。
- 三 自動車 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（自動車に付加して一体となつている物として政令で定めるものを含む。）のうち、同法第三条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう。
- 四 エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。
- 五 基準エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率をいう。

（自動車税の納税義務者等）

第四百四十六条 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ当該自動車の主たる定置場所在の道府県が課する。

- 2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として政令で定めるものを含まないものとする。
- 3 自動車の所有者が第四百四十八条第一項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第一項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

（環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税）

第四百四十九条 道府県は、次に掲げる自動車に対しては、環境性能割を課することができない。

- 一 電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）
- 二 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。イ及びロにおいて同じ。）
  - イ 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項及び第百五十七条において同じ。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるものに適合するもの
  - ロ 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・

五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下このロにおいて「平成二十一年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第十六項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。)のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。)

四 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、前号に掲げる自動車に該当するものを除く。第百五十七条第一項第一号及び第二項第一号において同じ。)

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この号及び第百五十七条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この号及び第百五十七条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第百五十七条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
  - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
  - (2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第一百五十七条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。
- ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
    - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
    - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
  - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
    - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
    - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
  - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。
- 五 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第一百五十七条第一項第二号及び第二項第二号において同じ。）
- イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
    - (i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び第一百五十七条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
    - (ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び第一百五十七条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

六 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第百五十七条第一項第三号及び第二項第三号において同じ。）

イ 乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（ロ（1）

(i) 及び第百五十七条において「平成三十年轻油軽中量車基準」という。）又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び第百五十七条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年轻油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（第百五十七条第一項第三号ハ（1）及び第二項第三号ハ（1）において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量

が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この号及び第一百五十七条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。  
(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

2 前項(第四号イからハマまでに係る部分に限る。)の規定は、令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車(第一百五十七条第四項において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

#### (環境性能割の課税標準)

第一百五十六条 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として総務省令で定めるところにより算定した金額(第一百五十八条において「通常の取得価額」という。)とする。

#### (種別割の標準税率)

第一百七十七条の七 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の標準税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。)

イ 営業用

- |                                |    |         |
|--------------------------------|----|---------|
| (1) 総排気量が一リットル以下のもの            | 年額 | 七千五百円   |
| (2) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの | 年額 | 八千五百円   |
| (3) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの | 年額 | 九千五百円   |
| (4) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの | 年額 | 一万三千八百円 |
| (5) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの | 年額 | 一万五千七百元 |
| (6) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの | 年額 | 一万七千九百元 |
| (7) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの | 年額 | 二万五百円   |
| (8) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの | 年額 | 二万三千六百元 |
| (9) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの | 年額 | 二万七千二百円 |
| (10) 総排気量が六リットルを超えるもの          | 年額 | 四万七百元   |

ロ 自家用

- (1) 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万五千元
- (2) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 三万五百円
- (3) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万六千元
- (4) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 四万三千五百円
- (5) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 五万円
- (6) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 五万七千元
- (7) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 六万五千五百円
- (8) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 七万五千五百円
- (9) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 八万七千元
- (10) 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 十一万円

二 トラック（三輪の小型自動車であるものを除く。）

イ 営業用（けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。）

- (1) 最大積載量が一トン以下のもの 年額 六千五百円
- (2) 最大積載量が一トンを超え、二トン以下のもの 年額 九千元
- (3) 最大積載量が二トンを超え、三トン以下のもの 年額 一万二千元
- (4) 最大積載量が三トンを超え、四トン以下のもの 年額 一万五千元
- (5) 最大積載量が四トンを超え、五トン以下のもの 年額 一万八千五百円
- (6) 最大積載量が五トンを超え、六トン以下のもの 年額 二万二千元
- (7) 最大積載量が六トンを超え、七トン以下のもの 年額 二万五千五百円
- (8) 最大積載量が七トンを超え、八トン以下のもの 年額 二万九千五百円
- (9) 最大積載量が八トンを超えるもの 年額 二万九千五百円に最大積載量が八トンを超える部分一トンまでごとに四千七百元を加算した額

ロ 自家用（けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。）

- (1) 最大積載量が一トン以下のもの 年額 八千元
- (2) 最大積載量が一トンを超え、二トン以下のもの 年額 一万五千五百円
- (3) 最大積載量が二トンを超え、三トン以下のもの 年額 一万六千元
- (4) 最大積載量が三トンを超え、四トン以下のもの 年額 二万五百円
- (5) 最大積載量が四トンを超え、五トン以下のもの 年額 二万五千五百円
- (6) 最大積載量が五トンを超え、六トン以下のもの 年額 三万円
- (7) 最大積載量が六トンを超え、七トン以下のもの 年額 三万五千元
- (8) 最大積載量が七トンを超え、八トン以下のもの 年額 四万五百円
- (9) 最大積載量が八トンを超えるもの 年額 四万五百円に最大積載量が八トンを超える部分一トンまでごとに六千三百円を加算した額

ハ けん引自動車

- (1) 営業用
  - (i) 小型自動車であるもの 年額 七千五百円
  - (ii) 普通自動車であるもの 年額 一万五千円
- (2) 自家用
  - (i) 小型自動車であるもの 年額 一万二千元

(ii) 普通自動車であるもの 年額 二万六千円

## ニ 被けん引自動車

### (1) 営業用

(i) 小型自動車であるもの 年額 三千九百円

(ii) 普通自動車であるもので最大積載量が八トン以下のもの 年額 七千五百円

(iii) 普通自動車であるもので最大積載量が八トンを超えるもの 年額 七千五百円に  
最大積載量  
が八トン  
を超える部分  
一トンまで  
ごとに三千  
八百円を加  
算した額

### (2) 自家用

(i) 小型自動車であるもの 年額 五千三百円

(ii) 普通自動車であるもので最大積載量が八トン以下のもの 年額 一万二千元

(iii) 普通自動車であるもので最大積載量が八トンを超えるもの 年額 一万二千元に  
最大積載量  
が八トン  
を超える部分  
一トンまで  
ごとに五千  
百円を加算  
した額

## 三 バス（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この号において同じ。）

### イ 営業用

(1) 一般乗合用バス（道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第五条第一項第三号に  
規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。（2）において同じ。）

(i) 乗車定員が三十人以下のもの 年額 一万二千元

(ii) 乗車定員が三十人を超え、四十人以下のもの 年額 一万四千五百円

(iii) 乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの 年額 一万七千五百円

(iv) 乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの 年額 二万円

(v) 乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの 年額 二万二千五百円

(vi) 乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの 年額 二万五千五百円

(vii) 乗車定員が八十人を超えるもの 年額 二万九千元

### (2) 一般乗合用バス以外のバス

(i) 乗車定員が三十人以下のもの 年額 二万六千五百円

(ii) 乗車定員が三十人を超え、四十人以下のもの 年額 三万二千元

(iii) 乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの 年額 三万八千元

(iv) 乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの 年額 四万四千元

(v) 乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの 年額 五万五百円

(vi) 乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの 年額 五万七千円

(vii) 乗車定員が八十人を超えるもの 年額 六万四千円

ロ 自家用

(1) 乗車定員が三十人以下のもの 年額 三万三千元

(2) 乗車定員が三十人を超え、四十人以下のもの 年額 四万千円

(3) 乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの 年額 四万九千円

(4) 乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの 年額 五万七千円

(5) 乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの 年額 六万五千五百円

(6) 乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの 年額 七万四千円

(7) 乗車定員が八十人を超えるもの 年額 八万三千元

四 三輪の小型自動車

イ 営業用 年額 四千五百円

ロ 自家用 年額 六千円

2 前項第二号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が四人以上であるものに対して課する種別割の標準税率は、同項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。

一 営業用

イ 総排気量が一リットル以下のもの 三千七百元

ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 四千七百元

ハ 総排気量が一・五リットルを超えるもの 六千三百円

二 自家用

イ 総排気量が一リットル以下のもの 五千二百円

ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 六千三百円

ハ 総排気量が一・五リットルを超えるもの 八千円

3 積雪により、通常、一定の期間において自動車を運行の用に供することができないと認められる地域に主たる定置場を有する自動車に対して課する種別割の標準税率は、前二項の規定にかかわらず、前二項の税率に、それぞれ政令で定める割合を乗じた税率とする。ただし、その割合は、十分の七を下ることができない。

4 道府県は、前三項に定める標準税率を超える税率で種別割を課する場合には、前三項の税率に、それぞれ一・五を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

5 道府県は、第一項各号に掲げる自動車以外の自動車及び同項各号に掲げる自動車で当該各号の区分により難いものについては、同項各号の区分とは別に、用途、総排気量、定格出力、最大積載量、乗車定員その他の自動車の諸元により区分を設けて、種別割の税率を定めることができる。この場合においては、前各項の規定を適用して定められる税率と均衡を失しないようにしなければならない。

附 則

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第十二条の二の十二 営業用の自動車に対する第一百五十七条第一項及び第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字

句とする。

第一項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の一	百分の〇・五
第二項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の二

- 2 自家用の乗用車に対する第五十七條第二項（同條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、同條第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同條第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）

第十二條の二の十三 [略]

2・3 [略]

- 4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十六條の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同條中「という。）」とあるのは、「という。）から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量（道路運送車両法第四十條第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）が五トン以下の乗用車（総務省令で定めるものに限る。）又はバス（総務省令で定めるものに限る。）（以下この項から第七項までにおいて「バス等」という。）であつて、同法第四十一條第一項の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同條第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一條第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同條第一項の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（総務省令で定めるけん引自動車及び

被けん引自動車を除く。次項から第七項までにおいて同じ。) であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの(総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第五十六条の規定の適用については、第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第五十六条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御

装置に係る保安基準に適合するもの

- 二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- 三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- 7 バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から百七十五万円を控除して得た額」とする。
- 8 前各項の規定は、第百六十条第一項又は第百六十一条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

（自動車税の種別割の税率の特例）

第十二条の三 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（第百四十九条第一項第一号に規定する電気自動車をいう。次項第一号及び次条第三項において同じ。）、天然ガス自動車（第百四十九条第一項第二号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第二号及び次条第三項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。同項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。同項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（第百四十九条第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう。次条第三項において同じ。）並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）、第百七十七条の七第一項第三号イ（1）に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 第百四十九条第一項第四号に規定するガソリン自動車（以下この条において「ガソリン自動車」という。）又は同項第五号に規定する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成二十年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 第四百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車（次項第六号において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十二年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

第一項第一号イ	七千五百円	八千六百元
	八千五百円	九千七百元
	九千五百円	一万九百元
	一万三千八百円	一万五千八百円
	一万五千七百元	一万八千円
	一万七千九百元	二万五百元
	二万五百円	二万三千五百円
	二万三千六百元	二万七千円
	二万七千二百円	三万二千二百円
	四万七百元	四万六千八百円
第一項第二号イ	六千五百円	七千円
	九千円	九千九百元
	一万二千元	一万三千二百円
	一万五千元	一万六千五百円
	一万八千五百円	二万三百円
	二万二千元	二万四千二百円
	二万五千五百円	二万八千円
	二万九千五百円	三万二千四百円
	四千七百元	五千円
第一項第二号ロ	八千円	八千八百元
	一万千五百円	一万二千六百元
	一万六千元	一万七千六百元
	二万五百円	二万二千五百円
	二万五千五百円	二万八千円
	三万円	三万三千元
	三万五千元	三万八千五百円
	四万五百円	四万四千五百円
	六千三百円	六千九百元
第一項第二号ハ(1)	七千五百円	八千二百円
	一万五千円	一万六千六百元
第一項第二号ハ(2)	一万二千元	一万二千二百円
	二万六百元	二万二千六百元
第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	二万九千円
	三万二千元	三万五千二百円
	三万八千円	四万八千八百円
	四万四千元	四万八千四百円
	五万五千元	五万五千五百円

	五万七千円	六万二千七百元
	六万四千円	七万四千元
第一項第三号ロ	三万三千元	三万六千三百円
	四万千円	四万五千円
	四万九千円	五万三千九百元
	五万七千円	六万二千七百元
	六万五千五百円	七万二千元
	七万四千元	八万四千四百円
	八万三千元	九万三千三百円
第一項第四号	四千五百円	五千円
	六千円	六千九百元
第二項第一号	三千七百元	四千円
	四千七百元	五千二百円
	六千三百円	六千九百元
第二項第二号	五千二百円	五千七百元
	六千三百円	六千九百元
	八千円	八千八百元

2 次に掲げる自動車に対する第七十七条の七第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用の乗用車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第七十七条の七の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第四百九条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三 第四百九条第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第四百九条第一項第四号イ（1）（i）に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第四号イ（1）（i i）に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第四号イ（2）に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」とい

う。)に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第四百九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

六 軽油自動車のうち、第四百九条第一項第六号イに規定する平成三十年軽油軽中量車基準又は同号イに規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

第一項第一号イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百円	四千元
	一万七千九百円	四千五百円
	二万五百円	五千五百円
	二万三千六百円	六千元
	二万七千二百円	七千元
	四万七千円	一万五百円
第一項第一号ロ	二万五千元	六千五百円
	三万五百円	八千元
	三万六千元	九千元
	四万三千五百円	一万千円
	五万円	一万二千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万五千五百円	一万九千元
	八万七千円	二万二千元
	十一万円	二万七千五百円
第一項第二号イ	六千五百円	二千円
	九千元	二千五百円
	一万二千元	三千円
	一万五千元	四千元
	一万八千五百円	五千元
	二万二千元	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千五百円	七千五百円
四千七百円	千二百円	
第一項第二号ロ	八千元	二千円

	一万千五百円	三千円
	一万六千円	四千円
	二万五百円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	三万円	七千五百円
	三万五千円	九千円
	四万五百円	一万五百円
	六千三百円	千六百元
第一項第二号ハ(1)	七千五百円	二千円
	一万五千円	四千円
第一項第二号ハ(2)	一万二百円	三千円
	二万六百元	五千五百円
第一項第三号イ(1)	一万二千円	三千円
	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千円
	二万二千五百円	六千円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千円	七千五百円
第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	七千円
	三万二千円	八千円
	三万八千円	九千五百円
	四万四千円	一万千円
	五万五百円	一万三千円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万四千円	一万六千円
第一項第三号ロ	三万三千円	八千五百円
	四万円	一万五百円
	四万九千円	一万二千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万四千円	一万八千五百円
	八万三千円	二万円
第一項第四号	四千五百円	千五百円
	六千円	千五百円
第二項第一号	三千七百元	千円
	四千七百元	千二百円
	六千三百円	千六百元
第二項第二号	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百元

	八千円	二千円
--	-----	-----

3 次に掲げる自動車に対する第七十七条の七第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用の乗用車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第七十七条の七の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの
- 二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

第一項第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七千円	二万五百円
第一項第一号ロ	二万五千元	一万二千五百円
	三万五百円	一万五千五百円
	三万六千元	一万八千元
	四万三千五百円	二万二千元
	五万円	二万五千元
	五万七千円	二万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千元
	七万五千五百円	三万八千元
	八万七千円	四万三千五百円
	十一万円	五万五千元
第一項第二号イ	六千五百円	三千五百円

	九千円	四千五百円
	一万二千円	六千円
	一万五千円	七千五百円
	一万八千五百円	九千五百円
	二万二千円	一万千円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千五百円	一万五千円
	四千七百元	二千四百円
第一項第二号ロ	八千円	四千円
	一万千五百円	六千円
	一万六千円	八千円
	二万五百円	一万五百円
	二万五千五百円	一万三千円
	三万円	一万五千円
	三万五千円	一万七千五百円
	四万五百円	二万五百円
	六千三百円	三千二百円
第一項第二号ハ(1)	七千五百円	四千円
	一万五千五百円	八千円
第一項第二号ハ(2)	一万二百円	五千五百円
	二万六百元	一万五百円
第一項第三号イ(1)	一万二千円	六千円
	一万四千五百円	七千五百円
	一万七千五百円	九千円
	二万円	一万円
	二万二千五百円	一万千五百円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千円	一万四千五百円
第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	一万三千五百円
	三万二千円	一万六千円
	三万八千円	一万九千円
	四万四千円	二万二千円
	五万五百円	二万五千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万四千円	三万二千円
第一項第三号ロ	三万三千円	一万六千五百円
	四万円	二万五百円
	四万九千円	二万四千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千円

	七万四千元	三万七千元
	八万三千元	四万五千五百円
第一項第四号	四千五百円	二千五百円
	六千元	三千元
第二項第一号	三千七百元	千八百元
	四千七百元	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
第二項第二号	五千二百円	二千六百元
	六千三百円	三千二百円
	八千元	四千元

第十二条の四 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「平成二十八年改正前の地方税法」という。）第百四十五条第一項若しくは第三項の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて、平成二十八年改正前の地方税法第百四十六条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までにこの法律の施行地外において第百四十六条第二項に規定する運行に相当するものとして総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の標準税率は、第百七十七条の七第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万九千五百円
  - 二 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 三万四千五百円
  - 三 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万九千五百円
  - 四 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 四万五千元
  - 五 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 五万千元
  - 六 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 五万八千元
  - 七 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 六万六千五百円
  - 八 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 七万六千五百円
  - 九 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 八万八千元
  - 十 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 十一万千元
- 2 第百七十七条の七第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車について準用する。
- 3 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円	三万三千九百円
第二号	三万四千五百円	三万九千六百元
第三号	三万九千五百円	四万五千四百円
第四号	四万五千元	五万七千七百円
第五号	五万千元	五万八千六百元
第六号	五万八千元	六万六千七百円
第七号	六万六千五百円	七万六千四百円
第八号	七万六千五百円	八万七千九百元
第九号	八万八千元	十万千二百円
第十号	十一万千元	十二万七千六百元

4・5 [略]